

1.自治基本条例とは

石垣市自治基本条例は、自治の基本理念とまちづくりの指針を明らかにしたものであり、市民、議会及び行政の役割など、自治の定める規範として平成22年度に施行されました。

条例の内容は、まちづくりの基本原則や行政運営のルール、住民参加のあり方や協働の仕組みなどで構成されています。

2.石垣市自治基本条例の見直しについて

石垣市自治基本条例第43条において「市は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢などの変化に適合したものかどうかを検討し、市民の意見を踏まえて、この条例の見直しを行い、将来にわたりこの条例を充実発展させるものとする。」と定められています。

平成22年4月施行された本条例は平成27年度に見直しを行い、今年度は本条例見直しの期間を迎えております。

(条例の見直し)

第43条 市は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢の変化に適合したものかどうかを検討し、市民の意見を踏まえて、この条例の見直しを行い、将来にわたりこの条例を充実発展させるものとする。

2 前項に規定する条例の見直しにあたっては、審議会を設置し、諮問しなければならない。

3. 前回の見直しについて

平成27年度の見直しにおいては、以下の追加項目がありました。

①男女共同参画分野

(男女共同参画の推進)

第25条 市民、事業者等及び市は、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に努めるものとする。

②子育て分野

(子ども・子育て支援の推進)

第29条 市民、事業者等及び市は、すべての子どもが、夢や希望を抱き、健やかで、いきいきと育ち、人と人との関わりを通して、豊かな人間性を形成することができるよう努めるものとする。

2 市民、事業者等及び市は、誰もが安全かつ安心して子育てができるようお互いが連携協力し、市民ぐるみで一体となり、地域社会全体で子育てできる環境の整備に努めなければならない。

③観光分野

(観光振興の推進)

第39条 市民、事業者等及び市は、豊かな自然、独自の伝統文化等の観光資源を最大限活かし、魅力ある観光地の形成を目指すとともに、観光客と市民の交流を育み、広く地域の魅力を発信するよう努めるものとする。

④教育分野

(教育環境の推進)

第38条 市民、事業者等及び市は、本市の将来を担う児童・生徒の健やかな成長及び郷土愛を育むための教育に取り組むとともに、国際化、情報化社会等、様々な社会変化に対応できる人材の育成に努めるものとする。

2 市民、事業者等及び市は、教育環境の充実、教育内容の向上を図り、学校、家庭、地域と連携協力し、教育環境づくりに努めるものとする。

4. 前回の見直し（平成 27 年度）以降、これまでの状況（総括）

石垣市自治基本条例に示されている事項に関連があるものとして、主に以下が実施されました。

- ・第 4 次総合計画後期基本計画の策定
- ・情報公開と個人情報保護の実施
- ・行政組織の改編
- ・女性登用の啓発
- ・行政評価の実施
- ・男女共同参画の取組み
- ・参画及び協働の推進
- ・待機児童の改善
- ・地産地消の推進
- ・防犯、交通安全、防災対策
- ・自然環境の保全
- ・文化の継承、発展
- ・コミュニティづくり
- ・平和活動
- ・教育
- ・観光振興
- ・国内外との交流
- ・その他

自治基本条例は、多岐に渡る様々な分野を概括的に定めています。

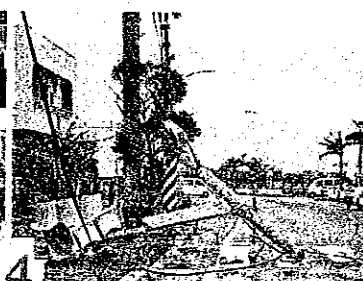
これまで、本条例については、趣旨を尊重し、整合性の確保を図りながら、全庁的に取り組み、各種事業を実施してきました。



平成27年石垣市政重大ニュース ～石垣市1年のあゆみ～



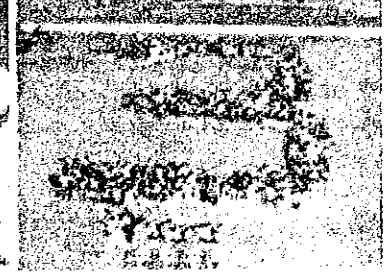
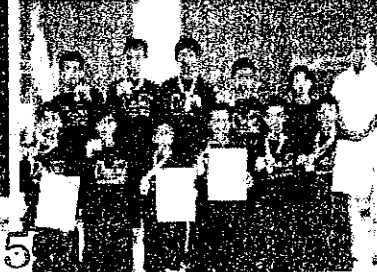
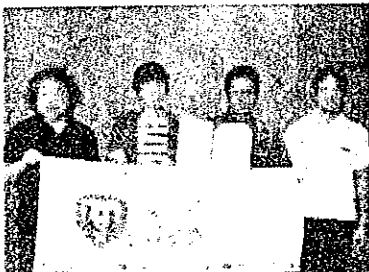
- 2月20日 土地改良法に基づく「国営石垣島土地改良事業計画」が確定
県、市の国営関連事業を含め約761億円の巨大プロジェクトが確定。島内五つのダムを連結し、農業用水の総合運用などの整備を行う。
- 2月21日 旧正月に花火&レーザーショー&ナイトマーケット「春節花火大会」を初開催
台湾や中国の春節の時期に合わせた日本最南端の花火大会を初開催。
- 2月28日 市内小学校教諭、飲酒運転で死亡事故、男性をはね逮捕。
石垣市の小学校教諭が飲酒運転で飲食店従業員の男性をはね、死亡させる。
- 3月7日 14年乗降客232万人余 2年連続過去最高記録！南ぬ島石垣空港が開港2周年
南ぬ島石垣空港が開港2周年を迎え、到着ロビーで記念セレモニーを実施。乗降客数も2年連続で過去最高を記録した。
- 3月29日 地元の足として期待！新路線ソラシドエア石垣-那覇便が就航
ソラシドエアが石垣-那覇路線に新たに参入。新たな地元住民の足として大きな期待が寄せられています。
- 4月17日 15年連続V、石垣島がベストダイビング国内エリア1位
マリン関係月刊誌の読者を対象にした国内外のダイビングとリゾートに関する人気投票で石垣島が国内エリア1位のV15を達成！
- 4月24日 輸送力が大幅アップ！ANA 羽田-石垣線 787 就航
羽田-石垣線に767-300よりも座席数が65席多い787-8が就航開始、輸送力が大幅アップ！
- 5月27日 2度目の参戦「チャレンジデー2015」友好都市・北上市に勝利 参加率47.5%
自治体同士が何らかの運動を15分以上継続した住民の参加率を競うスポーツイベント「チャレンジデー2015」において友好都市・北上市と対戦し見事初勝利！
- 6月14日 世界王者として歴代最多の13度連続防衛記録を持つ具志堅用高氏がボクシング殿堂入り
元世界ライトフライ級王者で13連続王座防衛の日本記録を持つ石垣市出身の具志堅用高氏（市民栄誉章）がボクシングの功労者を表彰する国際ボクシング殿堂入りを果たしました。
- 7月1日 ゆいまーるプレミアムクーポン販売開始。全国初の電子クーポンを採用し総額2億6400万円分を販売
消費者が購入したクーポン価格に20%上乗せしたクーポンを発行し、島内の消費喚起につなげようと石垣市のプレミアム商品券「石垣島ゆいまーるプレミアムクーポン」を発売。全国初の電子クーポンを利用し総額2億6400万円分を販売。
- 7月2日 市税収納額初の50億円台に！徴収率は過去最高の94.9%
石垣市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税）の平成26年度・年度徴収率が、過去最高となる94.9%となり、徴収額が初めて50億円に達しました。
- 7月14日 石垣市の人口が4万9千人を突破！
市の人口が4万9千人を初めて突破！4万9千人目となる出生届を提出した宇根底さん家族に記念品が贈られました。
- 8月7日 相次ぐ大型台風襲来！台風13号で被害続出。海空交通マヒ！台風15号では最大瞬間風速71.0m/sを観測
台風13号や15号（8月24日）など大型台風の襲来が相次ぎ、大きな被害をもたらしました。台風15号では観測史上1位の最大瞬間風速71.0m/sを記録。台風の当たり年となりました。
- 9月6日 築36年の校舎にお別れ「思い出をありがとう」登野城小で「校舎お別れ会」。2017年に新校舎完成予定
登野城小学校の校舎建て替えに伴う「お別れ会」が行われ、卒業生の比嘉榮昇さん（BEGIN）も参加して築36年の校舎に別れを告げました。新校舎は2017年4月の供用開始を予定しています。
- 9月10日 県内初！寄付申込みからお礼の特産品選択までの手続をワンストップ化！ふるさと納税特設サイト開設
「ふるさと納税特設サイト」をリニューアルし御礼の品も大幅に拡充。サイト上で完結するクレジット決済により、手続きの簡素化も実現しユーザーの利便性が向上しました。寄付金額も石垣市初の5千万円台突破！
- 10月11日 県高校野球秋季大会 八重高初優勝！選抜初出場へ期待！石垣中学校は全国大会出場決定！
第65回県高校野球秋季大会決勝で八重山高校が強豪興南高校を3-1で破り初優勝。21世紀枠では九州地区候補に選出され、来春の選抜大会出場へ期待が膨らんでいます。また、中学野球では石垣中学校が来年3月に行われる第7回全日本少年春季軟式野球大会へ九州代表として出場します。
- 10月20日 新ゴルフ場建設にユニマット社が名乗り。前勢岳北側で2019年の開業を目指す！
㈱ユニマット社は前勢岳北側に18ホールのチャンピオンコースとホテルなどの施設等を整備し、2019年の開業を目指すとして発表。
- 11月26日 防衛省・若宮防衛副大臣が来島し、石垣島に陸上自衛隊配備を要請
防衛省の若宮防衛副大臣が石垣市役所を訪れ、中山市長に対し、石垣島への陸上自衛隊配備方針を説明。石垣市に対し受け入れを要請しました。
- 11月27日 新庁舎建設策定委員会 投票により現地建替えを選定。12月議会では住民投票条例を可決
石垣市新庁舎建設基本計画策定委員会は市役所新庁舎の建設位置として美崎町の現在地を無記名投票で選出。しかし、12月定例議会では建設位置を市民に問う住民投票の条例案を賛成多数で可決。来年2月末までに住民投票が実施されることとなりました。



平成28年石垣市政重大ニュース ～石垣市1年のあゆみ～



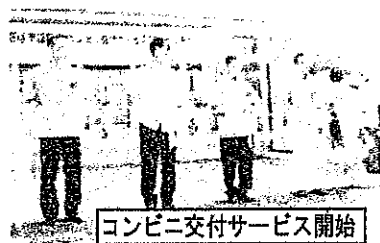
- 1月21日 入城観光客数が2年連続で110万人を突破！海路からの入城は20万人を超え、過去最高に！
入城観光客数は南ぬ島石垣空港開港後、2年連続で110万人を突破し、外航クルーズ船やヨットなどを
含めた海路からの入城は20万人を超え、過去最高となりました。
- 2月10日 住民投票の結果を受け、中山市長が新庁舎建設位置を「旧空港跡地」と発表。
2月7日に実施された、新庁舎建設位置を問う住民投票の結果を受け、中山市長が新庁舎建設位置を「旧
空港跡地」と発表した。平成28年度内に基本設計・実施設計を終え、平成29年度着工、平成30年～
平成31年度の開庁を目指す。
- 2月13日 千葉ロッテとラミゴモンキーズによる「アジアゲートウェイ交流戦」が石垣島で初開催！
千葉ロッテマリーンズが台湾のラミゴモンキーズと対戦する「アジアゲートウェイ交流戦パワーシリーズ
2016」が中央運動公園野球場で行われ、約3200人の観客が来場し、初の交流戦を楽しみました。
- 3月7日 南ぬ島石垣空港会開港3周年。みんなで踊ろう「おかえり南ぬ島」が新栄公園で開催。
石垣島が新空港開港に大いに盛り上がった2013年3月7日から3年が経ち、あの感動と喜びをもう一
度と「祝！開港3周年 みんなで踊ろう おかえり南ぬ島」が新栄公園で開催され、3周年を祝いました。
- 3月17日 介助犬として「オメガ」が認定試験に合格。県内初の認定。
石垣市の新開秀雄さんと共同生活を送る「オメガ」が、体が不自由な人の生活を支える介助犬として認定
試験に合格し、県内初の介助犬が誕生しました。
- 3月17日 新城幸也選手がリオデジャネイロ五輪のロードレース日本代表に選出！
8月6日開催のリオデジャネイロオリンピックの男子ロードレース日本代表に石垣市出身の新城幸也選手
が選ばれ、2大会連続の出場が決定した。
- 3月27日 石垣第二中学校野球部が県大会初制覇で、全日本少年軟式野球大会への出場を決める！
第23回沖縄海邦銀行杯争奪中学校軟式野球大会の決勝戦で石垣第二中学校が仲西中学校（浦添）を下し
て初優勝となり、横浜スタジアムで開催される第33回全日本少年軟式野球大会への出場権を手にした。
- 4月1日 新火葬場「やすらぎの杜いしがき斎場」が平成28年4月1日より供用開始。
旧火葬場の老朽化に伴い、新たに石垣市の火葬場「やすらぎの杜いしがき斎場」が供用開始された。本施
設は火葬場というイメージを明るく近代的な施設へと改新し、LED照明や大空間のガラス窓から自然光を
採り入れ、「旅立つ故人の尊厳」や「見送る人の心」を大切に作る空間を作り出した。
- 4月1日 石垣市体育協会が一般社団法人に移行。更なる市民スポーツの振興に期待。
石垣市体育協会が6月1日付で一般社団法人に移行し、宮良昌招氏が会長に就任した。
- 6月16日 入城観光客数の増に期待！「格安航空会社 香港エクスプレス」の香港-石垣便が初就航。
格安航空会社の香港エクスプレス航空が、南ぬ島石垣空港に初就航し、外国人観光客の誘客に期待が高まる。
- 7月1日 南ぬ浜町の人工ビーチ、平成28年7月1日より期間限定で供用開始。
市街地から一番近いビーチとして、南ぬ浜町海浜緑地の人工ビーチの一部が、7月1日から9月末までの
期間限定で供用が開始された。
- 9月5日 石垣島の魅力発信へ！石垣市に初の「地域おこし協力隊」が誕生。
都市地域から地方に移住し、新たな視点で地域活性化を図る「地域おこし協力隊」が石垣市に初めての誕生。
渡邊義弘さん、吉田礼さんの2人がそれぞれ任用を受け、石垣島の特産品開発等の活動に期待がかかる。
- 9月26日 平久保崎灯台を「恋する灯台」に認定。石垣市を「恋する灯台のまち」に認定。
一般社団法人日本ロマンチスト協会が日本財団と共同で実施の「恋する灯台プロジェクト」で、平久保崎
灯台と石垣市が「恋する灯台」「恋する灯台のまち」にそれぞれ認定された。
- 10月28日 賛成派、反対派の両団体が激論！自衛隊配備に係る公開討論会が開催。
防衛省の石垣島への陸上自衛隊配備計画をめくり、配備の必要性があるかどうかについて、賛成派、反対
派の両団体による公開討論会が市民会館大ホールで行われ、約700人が来場した。
- 10月31日 八重山初の快挙！内間究くんが、野球の日本代表「侍ジャパン U-12」に選出。
真喜良サンウェアのエースで主砲の内間究くんが、八重山から初の快挙となる「侍ジャパン U-12」
の代表に選ばれ、更なる活躍が期待される。
- 11月19日 石垣第二中学校駅伝部が県大会初Vで全国大会への切符を勝ち取る！
2016年度沖縄県中学校駅伝競走大会で石垣第二中学校男子駅伝部が見事初優勝を飾り、全国中学校駅
伝大会の出場権を獲得しました。
- 11月26日 ゆいロードで250キロ不発弾の安全化処理が行われ、避難区域内の市民が避難。
中心市街地では29年ぶりとなる不発弾処理がゆいロードで行われ、避難区域内の市民2138人が避難。
- 11月27日 石垣市出身の廣虎選手がISKA世界ライトミドル級タイトルマッチで世界チャンピオン！
「ISKA世界ライトミドル級タイトルマッチ」が沖縄市で開かれ、石垣市出身の廣虎選手が世界ライトミ
ドル級王者ウィルフレッド・マーティン（仏）に勝ち、新王者となりました。石垣島からの世界チャンピ
オン誕生は、世界ボクシング協会（WBA）世界ライトフライ級の具志堅用高さん以来41年ぶりの快挙！



平成29年石垣市政重大ニュース ～石垣市1年のあゆみ～



- 1月26日 シティブランド・ランキング8位に選出
日経BP社が行った「シティブランド・ランキング-住んでみたい自治体編-」で、石垣市が全国8位に選ばれました。「自然環境が豊か」「街並みや景観が美しい」「観光資源が充実」「祭りや伝統文化等/行事等が残っている」と評価されました。
- 1月31日 入域観光客数が過去最高の124万人を突破！海路からの入域は25万人超
八重山の2016年の入域観光客数が124万人を突破しました。海路からの入域数も25万人を超え、どちらも過去最高となりました。石垣-香港直行便の就航や、海外クルーズ船寄港数の大幅な増加等があり、海外からの観光客が目立ちました。
- 4月7日 登野城小学校、新校舎供用開始
登野城小学校の新校舎が供用開始となりました。供用開始式では旗頭や獅子舞が行われ、参加した児童や学校関係者、地域住民が祝いました。
- 4月9日 石垣で保育士資格が取得可能へ
学校法人大庭学園と協定書を締結し、保育士と幼稚園教諭を養成する石垣集団学習会場をIT支援センターに開設しました。これにより石垣にしながら保育士資格取得できる環境が整備されました。
- 4月30日 第1回石垣島山羊まつり開催
山羊文化の継承と新たな山羊ブランドの確立を目的に、「第1回石垣島山羊まつり」が石垣市総合体育館南側広場で開催されました。子山羊への餌やり体験や闘山羊（ヒージャーオーラサー）等が行われ、多くの親子連れで賑わいました。
- 5月9日 石垣市が甘藷の拠点産地に認定
石垣市が甘藷（かんしょ）の拠点産地として沖縄県より認定を受けました。石垣市では県が育種した紅芋品種「沖夢紫（おきゆめむらさき）」を中心に栽培しており、安定生産にむけ、病害虫防除や品種選定、生産者の組織強化などに取り組んでいることや、島内で加工・販売に取り組んでいることが評価されました。
- 6月25日 全国初！バス自動運転実証実験
6月25日～7月8日の日程で内閣府のバス自動運転実証実験が行われました。ルートは新石垣空港から石垣港離島ターミナルを結ぶ約16キロで、自動運転のバスで一般モニターが乗車するのは全国初の試みとして注目されました。
- 7月10日 市制施行70周年記念式典開催
市制施行70周年記念式典を開催し、70年の歩みを振り返るとともにさらなる市政発展を誓いました。式典では市政の発展に貢献した141の個人・団体に対し市長より表彰が行われました。
- 7月10日 ご当地ナンバープレート交付開始
市制施行70周年を記念して、原付バイク及び小型特殊自動車の「ご当地ナンバープレート」を作成しました。11月には石垣市のオリジナル婚姻届、婚姻届受理証明書も作成しました。
- 7月15日 島人カーニバル開催
7月15、16日に新栄公園で開催された島人カーニバルでは、BEGIN、夏川りみ、新良幸人、成底ゆう子、きいやま商店等、多くの石垣市出身のアーティストが出演しました。2日間で16,000人を超える観客が来場し、盛り上がりを見せました。
- 7月26日 沖縄県中学校野球選手権大会、石垣中学校が52年ぶりに優勝
第69回県中学校野球選手権大会で、石垣中学校が52年ぶり4度目の優勝を果たしました。また、沖縄代表として出場した第42回九州中学校軟式野球競技大会でも見事3位という好成績を残しました。
- 8月21日 第10回離島甲子園 石垣大会開幕
全国の離島球児達が集まる中学生野球大会 離島甲子園が石垣市にて開催されました。全国の離島より23自治体、24チームが参加し、石垣島選抜は惜しくも準優勝。宮古島アララガマボーイズが優勝し大会2連覇を達成しました。
- 9月29日 オスプレイ緊急着陸！市が要請書を提出
米軍普天間基地所属のオスプレイ2機が、新石垣空港に緊急着陸しました。その内の1機が6日間駐機し続けた問題で、中山市長が沖縄防衛局に対し、徹底した原因の究明、早急な公表等を米軍に求めるよう要請を行いました。
- 10月1日 15年ぶりに市民大運動会を開催
第19回石垣市民大運動会が、中央運動公園陸上競技場で15年ぶりに開催されました。多彩なプログラムに約5,000人の市民が参加し、汗を流しました。
- 10月5日 市証明書コンビニ交付サービス開始
全国の提携コンビニエンスストアで、住民票等の証明書が取得できる交付サービスが開始しました。利用するためにはマイナンバーカードが必要です。まだお持ちでない方はお早めに手続きを！
- 10月26日 八重山商工 平良海馬投手、埼玉西武ライオンズが4位で指名
八重山商工の平良海馬投手が、プロ野球ドラフト会議で埼玉西武ライオンズから4位指名されました。その後、入団会見を行い、背番号は「61」に決定しました。平良投手は身長173センチ、体重83キロ。右投げ左打ち。真喜良サンウェブ、八重山ボニーズを経て、八重山商工野球部に所属。
- 12月3日 NHKのど自慢、14年ぶりに石垣で開催
14年ぶりとなる「NHKのど自慢」の公開生放送が市民会館大ホールで行われました。ゲストには、市出身の夏川りみさんと、平原綾香さんにお越しいただきました。



コンビニ交付サービス開始



平良君（八商工）ドラフト4位指名



第1回石垣島山羊まつり開催



大庭学園開校

平成30年石垣市政重大ニュース

～石垣市1年のあゆみ～



2月2日 観光客過去最大の138万6846人

2017年に八重山を訪れた入域観光客数が年間130万人台を初めて突破しました。海外からのクルーズ船の寄港増加。空路の県外路線が好調に推移したほか、香港と台湾路線に加え、海外からのチャーター便の増加も目立ちました。

2月5日 国内初！電動スクーターシェアリングサービス

「持続可能型島づくり」を目指す石垣市と、㈱沖繩ツーリスト、㈱住友商事の子会社である㈱e-SHARE石垣で戦略的パートナーシップを締結しました。Gogoro社製バッテリー交換式電動スマートスクーターと交換式バッテリー用充電ステーションのシェアリングサービスを開始しました。

2月26日 消防署 伊原間出張所新庁舎落成

北部地区の防災拠点としての役割が期待される消防署伊原間出張所の落成式が行われました。伊原間公民館の獅子舞、伊原間保育所の子ども達による歌やダンスが披露され、地域の災害防除と無病息災が祈願されました。

3月10日 JA石垣牛肥育部会が日本農業賞特別賞

第47回日本農業賞の集団組織の部にて、JA石垣牛肥育部会が特別賞を受賞。観光と連携して地域経済の活性化に大きく貢献した事などが高く評価されました。

3月11日 三つどもえ戦を制し、中山義隆氏が3期目当選

任期満了に伴う石垣市長選挙が3月11日に行われました。市内21ヶ所で投票が行われ、即日開票の結果、中山義隆氏が市長選3期連続当選を果たしました。

4月1日 ユーグレナ離島ターミナル誕生

離島ターミナルが、石垣市では初となるネーミングライツ制度により、「ユーグレナ石垣港離島ターミナル」の愛称に生まれ変わりました。

4月3日 星空保護区に国内初認定

国際ダークスカイ協会が、石垣島北部と竹富町の西表石垣国立公園内を「ダークスカイ・パーク」として、日本で初めて星空保護区に認定しました。

6月14日 川平ファームのパッション製品が三ツ星受賞

味のミシュランガイドとも呼ばれる国際味覚審査機構の審査において、川平ファームのパッションフルーツドリンクが三ツ星を受賞しました。

7月1日 バニラエア「石垣・成田便」就航

格安航空会社(LCC)のバニラ・エア㈱が、石垣ー成田、石垣ー那覇を結ぶ2路線を新規に開設しました。那覇間は2往復4便、成田間は1往復2便が毎日運航することになり、空の便が更に利用しやすくなりました。

8月8日 翁長雄志沖縄県知事が死去

4月にすい臓がんの切除手術を受け、治療しながら公務を続けていた翁長知事でしたが、8月7日に体調が急変し、8日67歳で死去しました。

8月20日 世界一提出困難な婚姻届提出ツアー 優秀施策1位

全国青年市長会の「特色ある施策2017」において、南ぬ島移住・定住支援プロジェクト事業の一環で、㈱HIS、㈱電通と協働で取組んだ「世界一提出困難な婚姻届提出ツアー」が優秀施策1位に輝きました。

9月30日 知事選玉城デニー氏当選

翁長雄志氏の急逝に伴う県知事選挙が行われ、無所属新人で前衆議院議員の玉城デニー氏が初当選を果たしました。

10月2日 新八重山病院で外来診療スタート

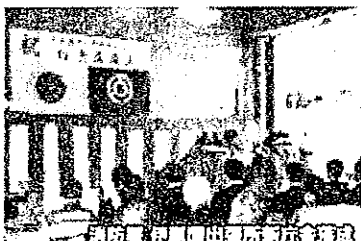
旧空港跡地に新築移転した八重山病院で、外来診療がスタートしました。高度な医療機器やユニバーサルデザインを取り入れた施設となっており、八重山の保健医療の拠点としての役割が期待されます。

12月10日 ピースベルアイランド・イシガキ2018

世界平和の鐘設置30周年記念事業として「ピースベルアイランド・イシガキ2018～石垣島から世界へ、ワールドピース」が開催されました。日本を含む17ヶ国、1地域、1国連機関の特命全権大使や関係者が来島し、石垣島の子どもたちと平和を願い、平和の鐘を鐘打しました。

12月11日 漢那副市長退任式

第2・3代漢那政弘石垣市副市長が、任期満了により退任しました。平成22年より8年間、石垣市の発展のためご尽力頂きました。



令和元年石垣市政重大ニュース ～石垣市1年のあゆみ～



- 3月18日 石垣市手話言語条例制定
手話への理解、手話が必要とする人が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、手話言語条例が制定されました。
- 3月25日 北部地域の小さな拠点へ
北部地域のコミュニティ機能の維持や、買い物に係る負担軽減を目的に、明石直売所がリニューアルオープン。また、5月には移動販売車 HOB0 の出発式が行われました。
- 4月1日 4代目 川満副市長就任
中山市長より辞令を受け取り、石垣市第4代 川満誠一副市長が誕生しました。就任式で川満副市長は、石垣教育長から習ったという八重山方言を交えつつ就任の挨拶を行い、今後の抱負を力強く述べました。
- 4月12日 サザンゲートブリッジライトアップ
サザンゲートブリッジが新たな夜の観光名所となるよう、「石垣市 光の架け橋 創出事業」にて、ライトアップがスタートしました。夜の星空に影響を与えないようにしながらも、美しい光でライトアップされます。
- 6月17日 住民投票条例案 賛成少数で否決
平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票条例案の採決が行われ、賛成少数で否決されました。
- 7月10日 市の星「南十字星」を発表
市花、市木、市魚、市蝶、市貝の六つの市のシンボルに、市の星「南十字星」が加わりました。
- 7月18日 ユーグレナ石垣港離島ターミナルにプラネタリウム完成
「石垣市美ら星ゲート」いしがき島 星ノ海プラネタリウムがオープンしました。最新鋭のレーザープロジェクターが、ドーム全天に4Kの高解像度、高臨場感の映像を映し出します。
- 8月22日 離島甲子園石垣島ばいーぐるスが初優勝
長崎県対馬市で開催された、第12回全国離島交流中学生野球大会（離島甲子園）にて、石垣市選抜「石垣島ばいーぐるス」が見事初優勝を果たしました。
- 8月30日 結い心センター開所式
石垣市福祉避難所兼ふれあい交流施設「結（ゆ）い心（くる）センター」が開所しました。災害時は高齢者や障がい者などの要援護者の避難場所、平常時は交流施設として運営されます。
- 9月16日 名誉市民 宮城信男氏ご逝去
約1万7千語の方言を集めた「石垣方言辞典」や、八重山のことわざを収録した「八重山ことわざ事典」などを編纂し、方言研究に多大な貢献をされた名誉市民の宮城信男氏が老衰のためご逝去されました。（享年98歳）
- 10月3日 石垣市新庁舎の起工式
石垣市の新庁舎起工式が、建設予定地である旧空港跡地で行われ、関係者が工事の安全を祈願しました。新庁舎は地下1階、地上3階建て。設計は世界的にも有名な隈研吾氏によるもの。令和3年3月完成予定となっています。
- 10月3日 アイランダーサミット石垣開幕
ハワイのカウアイ島、インドネシアのバリ島、イタリアのサルディーニャ島など、国内外から有識者を招き、テーマ別に12の分科会で問題解決のアイデアを模索するために話し合いました。
- 10月5日 八重山農林ナイン！初の九州大会へ
第69回沖縄県高校野球秋季大会にて、八重山農林高校が準優勝し、九州地区高校野球大会へ出場しました。1回戦で福岡第一に惜しくも敗退しましたが、12名の部員で大いに存在感を發揮しました。
- 10月28日 嘉弥真投手 侍ジャパン初選出。平良投手（西武）は球団最速タイ記録をマーク
野球の国際大会「プレミア12」の日本代表として、ソフトバンクホークスの嘉弥真新也投手（八重農出身）が初選出されました。大会では3試合に登板し、侍ジャパンの初優勝に貢献しました。
また、西武の平良海馬投手（八重商出身）は、8月27日球団最速タイ記録の158kmをマークしました。
- 11月15日 白保竿根田原洞穴遺跡を国の史跡指定へ
国の文化審議会は、国内最古となる約2万7千年前の全身人骨などが見つかった白保竿根田原洞穴遺跡を、国の史跡に指定するよう答申しました。官報告示で正式に指定される同遺跡は、更新世末期の墓葬、墓域が発見された日本初の事例として、学術上貴重な遺跡だと評価されました。
- 12月16日 自治基本条例廃止案が否決
自治基本条例を廃止する案の採決が行われ、賛成少数で否決されました。

令和元年は、本市と姉妹都市にとって節目の年となりました。

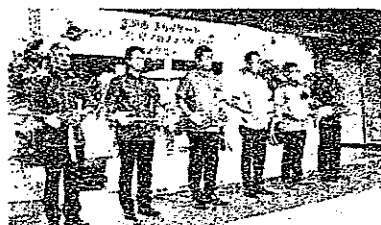
- 北上市（岩手県） 種もみ事業が契機となり交流がスタート。2014年に友好都市提携を結び5周年を迎えました。
- カウアイ郡（ハワイ州） 復帰前の1963年、カウアイ郡議会において、友愛と相互理解を深めることを目的に、石垣市と姉妹都市を締結する決議がなされました。その後、諸般の事情により36年の月日が流れ、1999年、姉妹都市締結調印がなされ、20周年を迎えました。
- 岡崎市（愛知県） 太平洋戦争中、石垣島に駐屯していた岡崎市出身の海軍将兵たちが、戦後、大浜小学校に童話集や参考書を送りました。これを契機に、岡崎市奥殿小学校と石垣市大浜小学校、平真小学校、明石小学校の3校が姉妹校の締結を行いました。両市の親善都市締結決議が1969年に行われ、50周年を迎えました。



岡崎市より石製ベンチ寄贈



移動販売車 HOB0 出発式



プラネタリウムオープン



結い心センター開所

◎石垣市自治基本条例審議会の進め方

■審議会について

- ・審議会は全3回の開催を予定しており、石垣市自治基本条例を改正する場合は令和2年12月定例会への上程を目指す。

(審議会の進め方)

9月3日	第1回石垣市自治基本条例審議会（諮問）
9月上旬	各種関係団体へ見直しに伴う意見照会
9月上旬	市民意見募集（意見書にて）期間：2週間
9月中旬	議員意見交換
10月上旬	第2回石垣市自治基本条例審議会
10月上旬～11月上旬	パブリックコメント 期間：30日
11月上旬	第3回石垣市自治基本条例審議会（答申）
11月上旬	条例提案準備
11月下旬	条例提案

■審議会開催予定日

- 第1回 9月3日（木）14時～
- 第2回 10月上旬予定
- 第3回 11月上旬予定

■第1回審議会

- ・会次第のとおり

■第2回審議会

- ・見直しについて（議論の進捗によっては条例案の提案）

■第3回審議会

- ・まとめ

○石垣市自治基本条例審議会設置条例

平成27年6月22日

条例第26号

改正 平成28年3月7日条例第4号

(設置)

第1条 石垣市自治基本条例(平成21年石垣市条例第23号。以下「基本条例」という。)第43条の規定に基づき、基本条例の検証等を行うため、石垣市自治基本条例審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平28条例4・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、基本条例の検証に関し、必要な事項を調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内で構成し、有識者等のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による審議会の答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、その任務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(石垣市自治基本条例策定審議会設置条例の廃止)

- 2 石垣市自治基本条例策定審議会設置条例(平成19年石垣市条例第29号)は、廃止する。

附 則(平成28年条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

○石垣市自治基本条例

平成21年12月18日

条例第23号

改正 平成28年3月7日条例第4号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 基本理念・基本原則(第3条・第4条)

第3章 市民の役割(第5条・第6条)

第4章 事業者等の役割(第7条・第8条)

第5章 市議会の役割(第9条・第10条)

第6章 市の執行機関の役割(第11条—第13条)

第7章 市政運営(第14条—第24条)

第8章 参画及び協働(第25条—第28条)

第9章 安心、安全なまちづくり(第29条—第33条)

第10章 自然環境の保全と再生及び風景づくり(第34条)

第11章 文化の継承、発展及び創造(第35条)

第12章 コミュニティ活動の推進(第36条)

第13章 平和活動の推進(第37条)

第14章 教育環境づくりの推進(第38条)

第15章 観光まちづくりの推進(第39条)

第16章 交流及び連携(第40条・第41条)

第17章 条例の位置付け等(第42条・第43条)

附則

日本最南端の石垣市は、亜熱帯気候に属し、四方を珊瑚礁に囲まれ、於茂登連山に抱かれた自然豊かなまちです。

この風土は、感謝の心や思いやり、進取の気性を育み、人と自然が調和する社会をつくり、歴史と伝統あるまちとして、また、清新な文化や優れた産業を生み出し、平和で活力に満ちた住みよいまちとして発展してきました。

私たちは、このまちを心から愛し、誇りに思います。そして、先人の英知と努力によって今日の姿があることに感謝しています。

私たちは、このふるさとの豊かな自然を大切に守り育てつつ、より広い視野で社会をみつめ、

全ての市民が「石垣市」に愛着を持ち、いつまでも住み続けたいとなる安心安全なまちとなるように、さらに豊かなまちを築き、未来へ引き継ぐことを目指します。

そのためには、市政の主権者である市民が地域のことを自ら考え、自らの責任の下に自ら行動して、この地域の個性や財産を生かした市民自治によるまちづくりを行うことが必要です。

主権者である私たちは、まちづくりの主体であることを強く認識し、協働の精神の下、だれもがまちづくりに参画することによって、自らの地域は自らの手で築いていこうとする私たちのまちの自治を推進します。

よって、ここに、自治の基本理念とまちづくりの指針を明らかにし、市民、議会及び行政の役割など、自治の定める規範として、石垣市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、石垣市における自治の基本理念と基本原則を明らかにし、市民の権利及び責務、事業者等の権利及び責務、市議会及び市長その他執行機関の責務並びに市政運営の原則を定めることにより相互に理解し合い、共に手を携えて豊かな地域社会を築くことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (2) 事業者等 市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。
- (3) 市 市長を代表者とする基礎自治体としての石垣市をいう。
- (4) 執行機関 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 参画 市民が、施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わり、意思決定にかかわることをいう。
- (6) 協働 市民、事業者等及び市がそれぞれの役割と責任を担いながら対等の立場で相互に協力し補完することをいう。
- (7) コミュニティ 市民が互いに助け合い安心して心豊かに暮らせる地域をより良くすることを目的とし、自主的に形成された組織及び集団をいう。

第2章 基本理念・基本原則

(基本理念)

第3条 市民及び市は、次に掲げることを自治の基本理念とする。

- (1) 身近な地域の課題について、市民自らが主体的に取り組むことを自治の起点とし、市民

及び事業者等が協働してまちづくりを行うこと。

- (2) 市は、国及び沖縄県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

(基本原則)

第4条 市民及び市は、前条の基本理念を実現するため、次に掲げる原則を自治の基本原則とし、それぞれ次に定めることを内容とするものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民、事業者等及び市が、相互に情報を提供し、共有すること。
- (2) 参加の原則 市民の参加は、責任ある主体的な意思に基づくものであること。
- (3) 協働の原則 地域社会に関わる多様な主体が、それぞれの役割分担及び対等な協力関係に基づき、共通の目的を実現するために連携し、ともに活動すること。
- (4) 多様性尊重の原則 年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況等の違いを認め、多様な市民の個性を尊重すること。

第3章 市民の役割

(市民の権利)

第5条 市民は、日本国憲法に定める基本的人権を保障されるとともに、個人として尊重され、自治運営のために、次に掲げる権利を有する。

- (1) 地域のまちづくりを主体的に行う権利
 - (2) 市政に参加する権利
 - (3) 前2号の権利を行使するために必要な情報を知る権利
 - (4) 行政サービスを受ける権利
- 2 前項各号に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、市民は、権利の行使に際しては不当に差別的扱いを受けない。

(市民の責務)

第6条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。

- 2 市民は、参加及び協働するにあたり、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
- 3 市民は、自然環境の保全や伝統文化の継承等次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めなければならない。
- 4 市民は、市政の運営に伴う負担を分かち合わなければならない。

第4章 事業者等の役割

(事業者等の権利)

第7条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力

を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。

- 2 事業者等は、市政に関する情報を知る権利を有する。
- 3 前2項に規定する事業者等の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者等は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、法令及び条例に定める責務を遵守するとともに、社会的な責任を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するとともに、市民が安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めなければならない。
- 3 事業者等は、市政の運営に伴う負担を分かち合わなければならない。

第5章 市議会の役割

(市議会の責務)

第9条 市議会は、市の議事機関として、開かれた議会運営を図ることにより市民の意思を反映し、市民福祉の増進に努めなければならない。

- 2 市議会は、行政活動が常に民主的で、効率的、効果的に行われているかを調査、監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。
- 3 市議会の会議は、討論を基本とし、議決にあたっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしなければならない。

(議員の責務)

第10条 議員は、市民の代表者として、市民の信託にこたえ、公正、公平かつ誠実にその職務を遂行するよう努めなければならない。

- 2 議員は、市民の代表者としての品位と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭におき行動しなければならない。
- 3 議員は、市議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、調査・審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

第6章 市の執行機関の役割

(市長の責務)

第11条 市長は、この条例を遵守し、市民の信託にこたえ、公正、公平かつ誠実に職務の遂行に努め、市民主体の自治の実現を図らなければならない。

- 2 市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。

- 3 市長は、市政の総合的かつ計画的な将来像を示し、その実現に向け、全力を挙げて取り組まなければならない。
- 4 市長は、職員を指揮監督するとともに、効率的、効果的な市政運営に努めなければならない。

(執行機関の連携及び協力)

第12条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正、公平かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整の下、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

(職員の責務)

第13条 職員は、地域社会の一員であることを認識し、自ら積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、公正、公平かつ誠実に職務の遂行に努めなければならない。
- 3 職員は、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

第7章 市政運営

(総合計画)

第14条 執行機関は、この条例の理念にのっとり、市政の運営を図るための総合的な計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。

- 2 執行機関は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。
- 3 執行機関は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。

(健全な財政運営)

第15条 執行機関は、中長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めなければならない。

- 2 執行機関は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び公正で効率的な運用に努めなければならない。
- 3 財政状況については、別に定める条例により、市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。

(情報の公開及び共有)

第16条 市は、市民の知る権利を保障するとともに、公正で透明な市政の実現を図るため、市の保有する情報を積極的に提供しなければならない。

- 2 市民、事業者等及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報の共有に努めなければならない。

(平28条例4・一部改正)

(個人情報の保護)

- 第17条 市は、個人の権利利益が侵害されることのないよう、保有する個人情報について、適切に保護し、その開示等については、必要な措置を講じなければならない。

(平28条例4・一部改正)

(説明責任)

- 第18条 市は、市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。

(行政組織)

- 第19条 執行機関は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため、簡素で機能的かつ市民に分かりやすい組織の編成を図り、常にその見直しに努めなければならない。

- 2 執行機関は、効率的かつ効果的に組織を運営しなければならない。

(審議会等)

- 第20条 市長及び他の執行機関は、市の執行機関に設置する審議会、審査会等(以下「審議会等」という。)の委員の選任にあたっては、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めなければならない。

- 2 前項の公募による委員の選任にあたっては、公平かつ公正に選任するよう努めなければならない。

- 3 審議会等の会議は、個人情報の保護、公正な審議その他会議の円滑な運営に支障がある場合を除き、公開するものとする。

(行政手続)

- 第21条 執行機関は、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

(平28条例4・一部改正)

(意見公募手続)

- 第22条 執行機関は、市政における意思決定過程への市民の参画の場を確保するため、意思決定前に市民の意見を求める手続(以下「パブリックコメント」という。)を実施するものとする。

- 2 執行機関は、パブリックコメントにより提出された市民の意見を十分に考慮して意思決定を行わなければならない。

(平28条例4・一部改正)

(市民からの意見、要望、苦情等への対応)

第23条 執行機関は、市政に関する市民の意見、要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に応答しなければならない。

- 2 執行機関は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。
- 3 執行機関は、毎年度、市民の意見、要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表するよう努めなければならない。

(行政評価)

第24条 執行機関は、効率的かつ効果的な市政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合計画の進行管理に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。

- 2 執行機関は、前項の行政評価の結果に対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを図るよう努めなければならない。

第8章 参画及び協働

(男女共同参画の推進)

第25条 市民、事業者等及び市は、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に努めるものとする。

(平28条例4・追加)

(参画及び協働の推進)

第26条 市は、総合計画及び個別行政分野の基本計画の策定を行うにあたっては、市民及び事業者等が参画できるよう、その機会の拡充に努めるものとする。

- 2 市民、事業者等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、互いの特性を発揮しながら課題解決に取り組むものとする。

(平28条例4・旧第25条繰下)

(住民投票)

第27条 市長は、市政に係る重要事項について市民の意思を確認するため、その案件ごとに定められる条例により住民投票を実施することができる。

- 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(平28条例4・旧第26条繰下)

(住民投票の請求及び発議)

第28条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

- 2 議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。
- 3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続を経て、住民投票を実施しなければならない。

(平28条例4・旧第27条繰下)

第9章 安心、安全なまちづくり

(子ども・子育て支援の推進)

第29条 市民、事業者等及び市は、すべての子どもが、夢や希望を抱き、健やかで、いきいきと育ち、人と人との関わりを通して、豊かな人間性を形成することができるよう努めるものとする。

- 2 市民、事業者等及び市は、誰もが安全かつ安心して子育てができるようお互いが連携協力し、市民ぐるみで一体となり、地域社会全体で子育てできる環境の整備に努めなければならない。

(平28条例4・追加)

(保健、医療及び福祉の充実)

第30条 市は、市民が健康で安心して生活できる健康長寿社会の実現を目指し、保健、医療及び福祉の充実に努めなければならない。

- 2 市民は、自らの健康状態を自覚し、一人ひとりが健康的な生活を営むため、健康づくりに努めるものとする。

(平28条例4・旧第28条繰下)

(地産地消の推進)

第31条 市は、地域の資源を生かした安心かつ安全な生産物の地産地消の推進を図るため、市民、生産者及び関係機関と連携し、地産地消の推進に関する必要な施策を講ずるものとする。

- 2 生産者は、農水産物が市民の健康を支えるという自覚と責任を持って、安心安全な農水産物を生産するよう努めるものとする。
- 3 市民は、地元の安心安全で新鮮な農水産物を積極的に利用するよう努めるものとする。

(平28条例4・旧第29条繰下)

(防犯及び交通安全の推進)

第32条 市は、市民が安全で、安心して暮らせるまちづくりを目指し、学校、地域、家庭及び事業者等並びに関係機関と連携し、環境を整備するとともに、防犯活動と交通安全の推進に努めなければならない。

(平28条例4・旧第30条繰下・一部改正)

(危機管理と災害予防)

第33条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全確保及びその向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

2 市民は、大規模災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。

3 市民、事業者等及び市は、災害を予防するため、防災のまちづくりを推進しなければならない。

(平28条例4・旧第31条繰下)

第10章 自然環境の保全と再生及び風景づくり

(自然環境の保全と再生及び風景の創出)

第34条 市民、事業者等及び市は、相互に協力して世界に誇れるかけがえのない財産である自然環境を保全し、又は再生するとともに島の特性を活かした個性豊かで潤いある風景を創出し、次の世代へ継承するよう努めなければならない。

(平28条例4・旧第32条繰下・一部改正)

第11章 文化の継承、発展及び創造

(文化の継承、発展及び創造)

第35条 市民及び市は、市民共有の財産である郷土の歴史を尊重し、その中で培われた伝統文化の保存、継承、発展及び創造に努めるものとする。

2 市は、伝統文化の継承及び発展を担う人材の育成の重要性にかんがみ、伝統文化の継承者等の養成に配慮し、担い手の育成に努めるものとする。

3 市は、伝統的な文化をはじめとする多様な文化の継承、発展及び創造を図るため、市民一人ひとりが、身近に郷土の歴史、伝統文化に触れ、親しむことができる機会の拡充を図り、文化活動の推進に関わる環境の整備に努めるものとする。

4 市は、文化財を適切に指定し、その保存と活用を図るものとする。

(平28条例4・旧第33条繰下・一部改正)

第12章 コミュニティ活動の推進

(コミュニティ活動の推進)

第36条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思に基づきまちづくりに取り組むとともに、自治公民館活動等の自主的な地域における活動(以下「コミュニティ活動」という。)に参加し、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。

2 市は、コミュニティ活動を尊重し、必要な支援を行うものとする。

(平28条例4・旧第34条繰下)

第13章 平和活動の推進

(平和活動の推進)

第37条 市は、平和な国際社会を実現するため、市民、事業者等と協働し、平和活動の推進に努めるものとする。

2 市、学校、地域及び家庭並びに関係機関は、平和に対する意識の向上を図るため、連携して平和に関する学習と活動の機会の提供に努めるものとする。

(平28条例4・旧第35条繰下)

第14章 教育環境づくりの推進

(平28条例4・追加)

(教育環境づくりの推進)

第38条 市民、事業者等及び市は、本市の将来を担う児童・生徒の健やかな成長及び郷土愛を育むための教育に取り組むとともに、国際化、情報化社会等、様々な社会変化に対応できる人材の育成に努めるものとする。

2 市民、事業者等及び市は、教育環境の充実、教育内容の向上を図り、学校、家庭、地域と連携協力し、教育環境づくりに努めるものとする。

(平28条例4・追加)

第15章 観光まちづくりの推進

(平28条例4・追加)

(観光振興の推進)

第39条 市民、事業者等及び市は、豊かな自然、独自の伝統文化等の観光資源を最大限活かし、魅力ある観光地の形成を目指すとともに、観光客と市民の交流を育み、広く地域の魅力を発信するよう努めるものとする。

(平28条例4・追加)

第16章 交流及び連携

(平28条例4・旧第14章繰下)

(国及び他の地方公共団体との交流及び連携)

第40条 市は、共通する課題を解決するため、国、県及び他の市町村と相互に連携を図りながら、協力するよう努めるものとする。

2 市は、親善都市、友好都市及びゆかりのまちとの交流について、その良好な関係維持に努めるとともに、互いの発展に資するため、協力連携に努めるものとする。

(平28条例4・旧第36条繰下)

(国際社会との交流及び連携)

第41条 市は、まちづくりにおいて国際社会との関係が重要であることを認識し、海外の姉妹都市の交流に加え、各種分野における国際社会との交流及び連携に努めるものとする。

(平28条例4・旧第37条繰下)

第17章 条例の位置付け等

(平28条例4・旧第15章繰下)

(条例の位置付け)

第42条 この条例は、市政運営の最高規範であり、他の条例等の制定又は改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を確保しなければならない。

2 市民、事業者等及び市は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めるものとする。

3 この条例の第7章から第16章に定める施策の推進に関して、必要な事項は別で定める。

(平28条例4・旧第38条繰下・一部改正)

(条例の見直し)

第43条 市は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢などの変化に適合したものかどうかを検討し、市民の意見を踏まえて、この条例の見直しを行い、将来にわたりこの条例を充実発展させるものとする。

2 前項に規定する条例の見直しにあたっては、審議会を設置し、諮問しなければならない。

(平28条例4・旧第39条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(石垣市財政事情書の作成および公表に関する条例の一部改正)

2 石垣市財政事情書の作成および公表に関する条例(昭和47年石垣市条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(石垣市情報公開条例の一部改正)

- 3 石垣市情報公開条例(平成13年石垣市条例第23号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(石垣市個人情報保護条例の一部改正)

- 4 石垣市個人情報保護条例(平成13年石垣市条例第24号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(石垣市行政手続条例の一部改正)

- 5 石垣市行政手続条例(平成9年石垣市条例第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(石垣市安全で住みよいまちづくり条例の一部改正)

- 6 石垣市安全で住みよいまちづくり条例(平成10年石垣市条例第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(石垣市交通安全条例の一部改正)

- 7 石垣市交通安全条例(平成15年石垣市条例第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(石垣市自然環境保全条例の一部改正)

- 8 石垣市自然環境保全条例(平成19年石垣市条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(石垣市風景づくり条例の一部改正)

- 9 石垣市風景づくり条例(平成19年石垣市条例第18号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成28年条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(石垣市交通安全条例の一部改正)

- 2 石垣市交通安全条例(平成15年石垣市条例第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(石垣市安全で住みよいまちづくり条例の一部改正)

- 3 石垣市安全で住みよいまちづくり条例(平成10年石垣市条例第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(石垣市自治基本条例審議会設置条例の一部改正)

- 4 石垣市自治基本条例審議会設置条例(平成27年石垣市条例第26号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(石垣市子ども・子育て会議条例の一部改正)

- 5 石垣市子ども・子育て会議条例(平成25年石垣市条例第34号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(石垣市福祉のまちづくり条例の一部改正)

- 6 石垣市福祉のまちづくり条例(平成9年石垣市条例第15号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(石垣市自然環境保全条例の一部改正)

- 7 石垣市自然環境保全条例(平成19年石垣市条例第9号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(石垣市風景づくり条例の一部改正)

- 8 石垣市風景づくり条例(平成19年石垣市条例第18号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(石垣市景観地区条例の一部改正)

- 9 石垣市景観地区条例(平成20年石垣市条例第8号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

令和2年度 石垣市自治基本条例審議会委員名簿

No.	氏名	所属
1	小浜 美佐子	石垣人権擁護委員協議会 副会長
2	吉本 隼	弁護士法人那覇総合 弁護士
3	泉水 朝順	泉水司法書士事務所
4	黒石 高子	石垣市婦人連合会 会長
5	平良 智子	石垣市商工会 女性部副部長
6	新里 裕樹	一般社団法人八重山青年会議所 理事長
7	吉竹 法子	公募市民
8	池原 優	公募市民